

事業評価書（事前）

平成19年8月

評価対象（事業名）	医師交代勤務等導入促進事業	
主管部局・課室	医政局医事課	
関係部局・課室		
関連する政策体系		
基本目標	I	安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
施策目標	1	地域において適切かつ効率的に医療を提供できる体制を整備すること
施策目標	1-1	日常生活圏の中で必要な医療が提供できる体制を整備すること
個別目標1	医療計画に基づき医療機関を整備すること	
個別目標2	へき地保健医療対策を推進すること	
個別目標3	医療連携体制を構築すること	
個別目標4	救急体制を整備すること	

1. 現状・問題分析とその改善方策(事業実施の必要性)

産科・小児科等において、病院勤務医の労働時間が過重になっており、過重労働が産科、小児科等の特定の診療科における医師の偏在を招いているとの指摘がある。政府・与党でとりまとめた「緊急医師確保対策について」（平成19年5月31日）においても、病院勤務医の勤務環境を早急に改善することが強く求められている。

現状・問題分析に関連する指標

	H14	H15	H16	H17	H18
1 病院勤務小児科医数（単位：人数）	8,429	—	8,393	—	集計中
2 病院勤務産婦人科医数（単位：人数）	6,463	—	6,077	—	集計中

(調査名・資料出所、備考)

・ 指標1及び2は、「医師・歯科医師・薬剤師調査」（大臣官房統計情報部調べ）（隔年の12月31日現在）による。平成18年の数値については現在集計中で、平成19年12月に確定値等公表予定。

2. 事業の内容

(1) 事業の実施主体

実施主体：国、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（医療法人等）

(2) 事業の内容（概要）

新規・一部新規 産科、小児科等の勤務医師の過重な労働時間の解消に向け、退職医師、開業医等を活用し、交代勤務制、変則勤務制等を導入する病院に対して、勤務体制の導入に必要な経費を補助し、勤務環境の改善を促進する。

(3) 予算

一般会計・厚生保険特会・労働保険特会					
予算額(単位:百万円)	H16	H17	H18	H19	H20
	—	—	—	—	426
※「H20」については予算概算要求額					

3. 事業の目標・達成時期

事業の目標	病院において交代勤務制、変則勤務制等の導入を促進し、過重労働となっている医師の勤務環境の改善を図る。
政策効果が発現する時期	平成20年度以降
目標達成時期	—

4. 評価指標

アウトプット指標	本事業と指標の関連についての説明
1 当該事業の補助件数	当該事業の実施状況を見る指標
(調査名・資料出所、備考)	
・ 指標は、医政局医事課調べ。	

5. 評価

(1) 必要性の評価

行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
(理由) 病院勤務医の確保が困難となっている中で、勤務環境の改善に対しては、個々の医療機関における取組だけでなく、地域医療の確保を図る観点から、行政による積極的な関与が必要である。			
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
(理由) 医療法においては、医療従事者の確保を含む地域の医療提供体制の確保について、都道府県が中心となって取り組むとともに、国は都道府県の取組を支援することとなっている。また、政府・与党でとりまとめた「緊急医師確保対策について」(平成19年5月31日)においても、病院勤務医の勤務環境の改善が盛り込まれており、全国的に重要な課題となっている。			
民営化や外部委託の可否	<input type="checkbox"/> 可	<input checked="" type="checkbox"/> 否	
(理由) 医療機関の取組に係る費用の一部を補助する事業であり、公平性など事業の性質上、民営化や外部委託は困難である。			
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	
(有の場合の整理の考え方)			

(2) 有効性の評価

政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果)	当該事業による支援を受けた医療機関が交代勤務制、変則勤務制等を導入→当該医療機関の医師の勤務環境の改善→当該医療機関の医療の質の向上→地域における必要な医療提供体制を確保
事業の有効性	当該事業を実施し、病院勤務医の勤務環境の改善効果が広がることによって、ひいては、質の高い医療提供体制の確保が図られる。

(3) 効率性の評価

病院勤務医の勤務環境と比べ、比較的余裕がある開業医を有効に活用すること、また、貴重な医療資源である退職医師を活用すること等によって、効率的な医療資源の配分が行われ、医師の偏在問題の解消につながる。

(4) その他(上記の他、公平性及び優先性等、評価すべき視点がある場合に記入)

地域医療の確保の中でも、医師確保対策は重要な課題であり、政府・与党の緊急医師確保対策(平成19年5月31日)においても、病院勤務医の過重労働の解消を早急に図ることが求められている。

(5) 政策等への反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において所要の予算を要求する。

6. 特記事項

- ①国会による決議等の状況(警告決議、附帯決議等)
改正医療法の附帯決議(平成18年6月13日)の十一に医師不足問題への取組
- ②各種政府決定との関係及び遵守状況
政府・与党の緊急医師確保対策(平成19年5月31日)の取組項目
- ③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況
なし。
- ④会計検査院による指摘
なし。
- ⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
医師の需給に関する検討会報告書(平成18年7月)や小児科・産科医師確保が困難な地域における当面の対応についての報告書(平成17年12月2日)において、病院勤務医の勤務環境の改善の必要性を指摘。